

たばこ税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具の製造者の範囲を定めることとする。(第2条の2関係)
- 2 加熱式たばこの重量又は金額を紙巻きたばこの本数に換算する場合の計算の細目について定めることとする。(第3条関係)
- 3 未納税移出に関する特例について、これらの特例の適用を受けることができる製造たばこであることの明細を明らかにする方法、承認申請書の記載事項等を定めることとする。(第4条の2関係)
- 4 たばこ税の税率引上げに伴う手持品課税に係る申告書の記載事項その他所要の事項を定めることとする。(附則第4条関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成30年10月1日から施行することとする。(附則第1条関係)